

篠山市原子力災害対策検討委員会設置要綱

平成 24 年 6 月 29 日
要 綱 第 5 6 号

(設置)

第 1 条 原子力の災害を想定し、市民の安全を確保するために必要な対策等を検討するため、篠山市原子力災害対策検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、東日本大震災における原子力災害の最新の知見に基づき、本市における原子力災害対策について協議し、篠山市地域防災計画(原子力災害対策計画)に盛り込む事項の検討を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる個人又は団体若しくは関係行政機関から選出された者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 兵庫県
- (2) 篠山市自治会長会
- (3) 篠山市民生委員児童委員協議会
- (4) 篠山市消防団
- (5) 篠山市医師会
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 篠山市
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長とし、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(庁内会議の設置)

第 7 条 委員会の議論を補佐するため、篠山市原子力災害対策庁内検討会議(以下「庁内会議」という。)を置く。

(庁内会議の組織)

第 8 条 庁内会議は、原子力事故災害対策に係る部署の担当者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第 9 条 庁内会議に会長及び副会長 1 人を置き、庁内会議の委員の互選により選任する。

2 会長は、庁内会議の事務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庁内会議の会議)

第 10 条 庁内会議の会議は、会長が招集する。

(庶務)

第 11 条 委員会及び庁内会議の庶務は、防災担当部署において処理する。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って、庁内会議の運営に関し必要な事項は会長が庁内会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。